

住宅の

修繕

2024.4.15版
新潟市 令和6年能登半島地震復旧支援

支援制度のご案内

罹災証明書の『住家の被害の程度』に応じて支援が受けられます。

傾斜修繕工事をするとその費用分 補助上限額が加算されます（半壊以上の被害を対象）

住家の被害の程度	応急修理	修繕補助		修繕支援小計	生活再建支援金 (最大)	支援額最大
	国県	市独自	傾斜修繕加算			
全壊	上限 170.6 万円	上限 100 万円	上限 +50 万円	上限 320.6 万円	300 万円	620.6 万円
大規模半壊	上限 170.6 万円	上限 100 万円	上限 +50 万円	上限 320.6 万円	200 万円	520.6 万円
中規模半壊	上限 120.6 万円	上限 50 万円	上限 +50 万円	上限 220.6 万円	100 万円	320.6 万円
半壊	上限 120.6 万円	上限 50 万円	上限 +50 万円	上限 220.6 万円	50 万円	270.6 万円
準半壊	上限 64.3 万円	上限 30 万円		上限 94.3 万円	—	94.3 万円
一部損壊	—	上限 10 万円		上限 10 万円	—	10 万円

相談窓口

午前9時から午後5時 土・日曜、祝・休日も開設
・西区役所健康センター棟 3階
・古町ルフル（旧大和跡）6階

作成：新潟市役所建築部

被災住宅 修繕のための支援制度の詳細

被災者住宅応急修理制度

- ・住宅の日常生活に不可欠な最小限度の部分的な応急修理
- ・屋根、壁、ドア、上下水道、トイレ等の日常生活に不可欠な部分の応急修理
- ・支払い済みの工事、グレードアップ工事、家具、家電等は対象外
- ・上限額まで市が負担

建替・購入
と併用可○

国
県

申込期限：令和6年6月28日

液状化等被害住宅修繕支援

併用可

建替・購入
と併用不可×

市

対象の住宅

罹災証明書を受けた、市内の戸建住宅や共同住宅など
ただし、借家や賃貸住戸、店舗などの事業専用部分は対象外

対象者

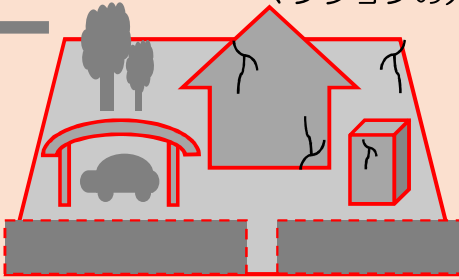
- (1) 罹災証明書を受けた世帯主又は世帯構成員
- (2) 罹災した住宅に発災時に居住していた者
- (3) 修繕後もその住宅に住み続ける者

申請者になる人

戸建住宅：世帯主または世帯構成員

共同住宅：個人の住戸内を修繕する場合は、世帯主または世帯構成員

対象工事



対象

住宅や敷地環境の修繕工事
(被災者住宅応急修理制度の自己負担分、
舗装、カーポート、物置もOK)
道路面のブロック塀の解体は別途補助制度有

対象外

家具家電、車両、植栽工事
元々なかったものを新設する工事
他の補助金と重複する工事部分 など

補助金額

表面参照 ※消費税分は除く

⇒詳細は補助金申請の手引き参照

申請期限

申込期限：令和7年2月28日

(工事費を支払い済みの場合は同年3月14日まで)

罹災証明書「住家の被害の程度」別支援一覧（住宅に係る主なもの）

	被災者 転居費支援	賃貸型 応急住宅借上げ	被災者住宅 応急修理	【市独自】 液状化被害住宅 修繕支援	液状化被害住宅 建替・購入支援	被災家屋等の 解体・撤去 (公費解体)	災害被災者住宅 復興資金貸付金 利子補給	被災者生活再建 支援金	被災ブロック 塀等撤去	がけ地近接等 危険住宅移転
全壊	○	○	○	○	○	○	○	○	罹災証明不要 どなたでも申請可	避難指示が発令されている住宅
大規模半壊	○	○	○	○	○	○	○			
中規模半壊	○	○	○	○	○	○	○			
半壊	○	○	○	○		○	○			
準半壊			○	○		○				
一部損壊				○						
罹災証明無										

住宅に係る支援以外にも被災者向けの支援があります。
市ホームページに、『被災者支援の手引き』を用意していますので、
ご活用ください。



住宅の

建替・購入

市独自支援制度のご案内

地震による液状化等の影響で住宅への被害が多く発生していることから、
住宅の建替・購入に対する補助を実施します。

対象となる方

- ▶ 罹災証明書の「住家の被害の程度」が
全壊・大規模半壊・中規模半壊の方
(半壊・準半壊・一部損壊の方は利用できません)
- ▶ その場で建替する方 または 別の場所で

市独自修繕
と併用不可❌

対象となる費用

(消費税分は除く)

住宅の建替費や購入費

(家具家電や土地の購入等には利用できません。)

申込期間

建替え：令和6年9月30日

購入：令和7年2月28日

生活を再建する
ための支援金です。
こちらにも**支給申請**
してください。

被害の程度	補助上限額		生活再建 支援金	支援額 (参考)
	上限	現地建替えで 沈下防止工事 上限		
全壊	100 万円	+ 50 万円	400 万円	550 万円
大規模半壊	100 万円	+ 50 万円	300 [*] 万円	450 [*] 万円
中規模半壊	50 万円	+ 50 万円	150 [*] 万円	250 [*] 万円

※解体を伴うと増額になる場合があります。

相談窓口

午前9時から午後5時 土・日曜、祝・休日も開設
 ・西区役所健康センター棟 3階
 ・古町ルフル（旧大和跡）6階

作成：新潟市役所建築部

被災住宅 建替・購入支援制度の詳細

市独自修繕
と併用不可

対象の住宅

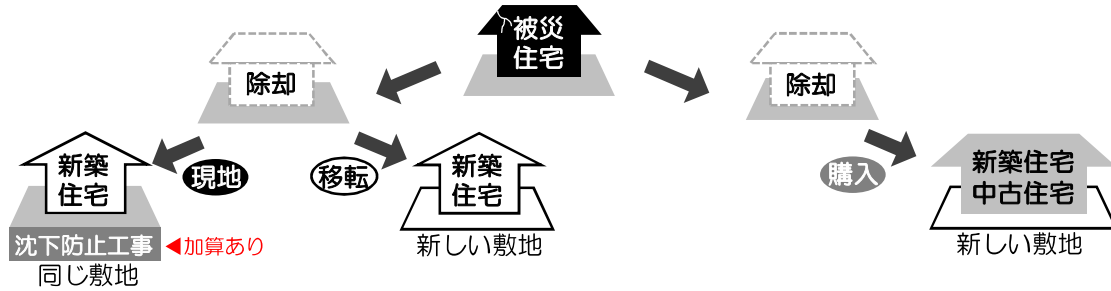
罹災証明書（**中規模半壊・大規模半壊・全壊**）をうけた被災住宅の代替として建替え・購入される**市内**の住宅（戸建て、共同住宅、長屋、併用住宅、多世帯住宅）
※併用住宅の店舗などの事業専用部分は除く

対象者

- 罹災証明書の交付を受けた者
- 罹災証明書の交付を受けた者から委任された配偶者又は扶養義務者で、住宅の建替え・購入を行う者

対象事業

- 住宅の建替え**（現地建替え・移転建替え）
- 住宅の購入**（昭和57年以降建築など、耐震性があるもの）



対象
・建替えの工事費（沈下防止工事を含む） ※沈下防止加算を受けられるのは現地建替えのみ
・住宅の購入費



- 地盤補強工事（固化、補強、締固め、置き換え）
- 杭地業の工事

対象外



- 土地の購入に係るもの
- 併用住宅の場合は、事業専用部分に係るもの（事業部分の経費は面積案分）
- 住宅以外の建築物、工作物に係るもの
- 本市の他の助成事業の補助金交付を受けている又は受ける予定であるもの
- 消費税

補助金額

表面参照 ⇒ 詳細は補助金申請の手引きをご覧ください。

申請期限

建替え：令和6年9月30日、 購入：令和7年2月28日

〔原則、**建替え工事契約・住宅の購入契約**の前 に申請してください。ただし、令和6年1月1日から令和6年3月20日の間に契約した場合でも申請できます。〕

その他

- 賃貸住宅からの住み替えOK
- 罹災証明書の世帯が居住するための住宅です
- 一の罹災証明書につき、一回のみ申請可能
- 原則、**被災住宅を除却しなければなりません**（公費解体OK 賃貸住宅除く）

建替・購入支援と併用できる他の支援一覧（住宅に係る主なもの）

	液化化等被害住宅 建替・購入支援 【市独自】	被災者転居費支援	賃貸型応急住宅 の供与	被災者住宅 応急修理 【国・県】	液化化等被害住宅 修繕支援 【市独自】	被災家屋等の 解体・撤去 （公費解体）	災害被災者住宅 復興資金貸付金 利子補給	被災者生活再建 支援金	被災者ブロック塀等 撤去補助	がけ地近接等 危険住宅移転
併用	—	○	○	▲※	×	○	○	○	○	○

※国県応急修理を利用すると公費解体が利用できません。

住宅に係る支援以外にも被災者向けの支援があります。
市ホームページに、『被災者支援の手引き』を用意していますので、
ご活用ください。

